

## たん 湛水処理が次作タマネギべと病発生に及ぼす影響

タマネギべと病の重要な防除対策の一つは、3月前後に発生する全身感染株の抜き取りの徹底である。しかし、この作業は多大な労力を必要とするため、圃場の湛水処理により全身感染株の防除を試みたところ、大幅に全身感染株の発生を抑えることができた。

### 内 容

タマネギべと病の要防除密度は3株/10a（全身感染株）とされており、この全身感染株の抜き取り作業が、労力面で生産阻害要因になっている。そこで、全身感染株の発生を引き起こす土壌中のタマネギべと病の卵胞子を低減させるために、タマネギ収穫後の圃場を湛水することによる発病抑制効果の有無について検討を行った。

試験は2018～19年に淡路農業技術センター内設置の大型プランター（70×40×25cm）で実施した（写真）。プランター内にべと病汚染土壌を充填し、1区1プランター16株、6反復で試験を行った。湛水期間として30日湛水区（6月25日～7月25日）、45日湛水区（6月25日～8月9日）、60日湛水区（6月25日～8月24日）を設定した。また、対照区として水稲栽培区並びに無処理区（湛水無し）を設けた。湛水処理後、タマネギ「春いちばん」の地床苗を10月29日に定植し、翌春の全身感染株の発生を調査した。



写真 湛水試験状況

調査の結果、無処理区の累積全身感染株発生株率は、10.4%となった（図）。湛水30日及び水稲作付区の発生株率は、3～6%となり、各処理とも発病抑制効果としては不十分であった。湛水45日及び60日では、最終調査時それぞれ1株発病を確認したが、無処理区の発病株率が10%を超えるような高汚染圃場においても十分な防除効果が得られた。

湛水による次作べと病対策試験は佐賀県でも行われており、本県同様、50日間の湛水により高い効果が得られている。従来の湛水期間は30日とされていたが、べと病の防除を考えると不十分であることが明らかとなった。

### 今後の方針

湛水出来ない圃場に対応した全身感染株発病抑制技術の開発を行っていく予定である。

岩本 豊（病害虫部）

（問い合わせ先 電話：0790-47-1222）

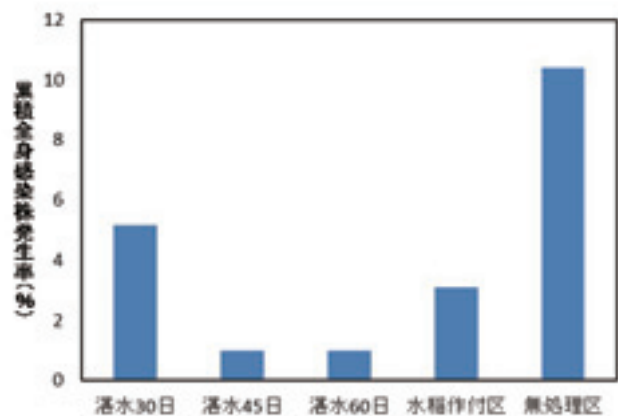


図 各処理区の累積全身感染株発生率